

葉山町教育委員会 4月定例会 会議録

- 1 開会年月日 平成31年4月17日(水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室2
- 3 出席委員 教育長 返町和久
教育長職務代理者 鈴木伸久
委員 小峰みち子
委員 水沢 勉
- 4 出席職員 教育部長 沼田茂昭
教育総務課長 虫賀和弘
学校教育課長兼教育研究所長 濱名恵美子
生涯学習課長 井上尚美
図書館長 野田 仁
学校教育課指導主事 梶浦いづみ、杉田大樹、大黒貴文
- 5 議長 教育長 返町和久
- 6 書記 教育部長 沼田茂昭
- 7 開会 午前10時01分

(開会宣言)

教 育 長)

ただいまから葉山町教育委員会4月定例会を開会いたします。

本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数に達しておりますので、有効に成立しております。

時刻は10時1分です。

本日の日程といたしましては、次第のとおりです。日程第1「前回会議録について」、日程第2「教育長の報告事項について」、日程第3「定例校長会議・定例教頭会議について」、日程第4「神奈川県市町村教育委員会連合会総会の報告について」、日程第5「議案第1号教育施設の工事計画(案)について」、日程第6「議案第2号葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について」、日程第7「議案第3号葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、日程第8「議案第4号葉山町スポーツ推進計画(案)の諮問について」、日程第9「議案第5号今後の葉山町立図書館のあり方に関する諮問について」、日程第10「議案第6号葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」、日程第11「各課からの報告」、日程第12「その他」、以上でございますが、会議次第についてご異議ござい

ませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

会議録作成の都合上、質疑の際には挙手をお願いいたします。委員の名前を指名した後、発言をしてください。また、質疑をされるときには、質疑の内容を明確をお願いをしたいと思います。

(前回会議録)

教 育 長) それでは、日程第1「前回会議録について」を議題といたします。

3月定例会、第1回臨時会の2回分ございますが、一括して説明をお願いします。

教 育 部 長) それでは、3月定例会、第1回臨時会につきましてご報告いたします。各委員の皆様には、議事録を配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。なお、3月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名。開会14時1分、閉会16時10分。第1回臨時会は、教育長及び教育委員の出席が5名。開会9時30分、閉会9時44分でございます。以上でございます。

教 育 長) それでは、この場での追加・訂正、ご意見・ご異議等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。それではご異議なしと認めます。

以上で前回会議録については原案のとおり承認をされました。

(教育長報告)

教 育 長) 続きまして、日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

私から報告を申し上げます。お手元に教育長報告事項という表題のペーパーがあるかと思います。そこに記載は8件でございます。日程に沿ってお話をします。ただし、定例校長会議・定例教頭会議については日程第3で扱いますので、ここでは割愛し、残り6件について報告をいたします。ちなみに、前回定例会は3月20日、臨時会が3月21日ですので、それらの日程以降のことについてお話をしたいと思います。

1件目、3月27日水曜日、湘三管内の教育長会議がございました。ここでは、会長、寒川の大澤教育長からご挨拶がありまして、寒川では条例改正によってコミュニティスクールを小学校で1校立ち上げた

とのことをごさいます。議会の中ではコミュニティスクールの運営委員の報酬額をめぐって議論が交わされたということをお話してごさいました。いずれ本町でも、このことが日程に上る日が来るのではないかなというふうに思います。

続いて、この日は、県の教育委員会から青木支援部長がこの会議にお越しになりまして、2点についてお話をされています。1点目は全国学力・学習状況調査について。神奈川県では小学校のいわゆる結果が全国平均を相当程度下回っている。これは単なる事実と言えば事実なんですけれども、もう一つ、より問題だと思うのが、この分析結果を活用しているかという調査があるわけなんですけれども、これに関して、よく行っているというふうな学校からの回答が、実は小学校・中学校とも比率で言うと全国の半分以下という状況だそうです。結果分析が十分に行われていない。そのことと、全国学力状況調査の結果が思わしくないこととの相関というか、関連に鑑みて、このことに関しては一生懸命に取り組んでもらいたいという趣旨でございます。これは県議会で質問があったそうで、県の教育長が答弁されているんです。県の指導主事を各市町村に派遣してサポートするというふうなお答えをされたそうなんです、市町村側では聞いてなかった話なので。ある意味では従来から、特に本町の場合、授業研究会や何かで湘三の指導主事から、これは県教委の指導主事ですけども、支援を受けるようなことがしばしばあるわけなので、本町では引き続き従来からの方針を行っていくということにしかならないのかなというふうに思っております。要するに上から指導主事を派遣して、市町村にやらせるみたいな、そういうイメージにならないようにというふうなことで、共通理解をお求めでございました。

もう1件は、平成29年度の問題行動調査。これは1年おくれで結果が出てくるわけなんですけれども、この総括的な状況についてお話がありました。1つは、問題行動、いわゆる暴力事件とかいじめとか、あるいは同じジャンルに含めていかどうか問題があるかもしれないけども、不登校のような問題に関して、全般的に低年齢化が進行していること。それから、具体的なところで、これが大きく問題になったそうですけれども、いじめに関する認知件数です。千人率という単位ではかるそうです。これが、神奈川県の教育事務所管内の比較ということになりますけれども、中地区、中地区では、108.2という数値だそうです。これに対して湘三地区では17.5と。1,000人単位で起こった発生率、認知件数になりますけれども。そうすると、108対17なので、

これで6倍の格差があるわけです。これを額面どおりに受け取ると、中地区では6倍いじめが多いという話になってしまいますね。というふうなことが果たしてどうなのかということで、県議会の文教常任委員会で議論になったと。

これはいろんな考え方があると思うんですけど、別に湘三地区が概していじめを過小評価したり、なかったことにするとか、あるいはないと言い切ることがいいとかということではなくて、やはりあるものという前提で積極的に認知して行って、解決することが大事なんだという指導は、葉山町でもそういうふうに取り組んできたし、そういうことをやってるといふふうに思うんですけども、この格差は相当大きいので。これに関して去年の6月に県教委が発行した県の児童・生徒指導ハンドブックに、いじめの認定事例が参考掲載されているそうです。こういうものに準拠して、ある程度のどういうケースを認知しているのかということをしっかり申し合わせていきたい、そういう話でございました。

中地区に関して言うと、これもこちらから質問したわけではないんですけども、要するに、ちょっとした子どもたちのいさかいとか、小競り合いとか、そういったことも片っ端から数えていくようなところがあつたようなんです。それに対して、こちら側では、そういう子どもの中でよくありがちな対立行動というのか、その次に来るような段階のものについて、いじめというふうに認識をしている。そのところの差があるんじゃないかという話でございました。

いずれにしろ、私たちにとって大事なものは、県の市町村教育委員会全てが、もう一昨年になってしまいますが、横浜市の福島県から避難して来た子どもに対するいじめの発覚を通じて、県と市町村教育委員会の教育長合同の申し合わせをしたわけです。あの趣旨に従って、この問題にきちっと取り組んでいくことが大事なんだと、そんなふうな話をしたところでございます。

その後、茅ヶ崎市の教育長ですけれども、任期を半年程度残して退職されましたので、退任のご挨拶がございました。後ほどまたこの話に触れることがあると思いますけれども、ここ数年来問題になっていた茅ヶ崎市におけるいじめに関して、重大事項で保護者側から申し立てがあつた件について、当時の担任が見て見ぬふりをしたというふうなことを発言し、それがマスコミに取り上げられたから、広く大問題化していったあの事件です。あの事件に関して、一応、処分を含めて決着を見たというところで、退任を決意されたようでございます。

さて、その後、ここから先は定例の議事というか、報告に入るわけですが、事務所長のご挨拶がございまして、校長人事についてお話がありました。ことしの昇任平均、校長に上がった人の平均ですが、小学校が54.7歳、中学校が56.0歳です。ちょっと口を挟んでしまうと、私としては遅いんじゃないのかという印象を持っています。最年少昇任者が小学校51歳、中学校55歳だったそうです。再任用校長に関しましては、全県で6名、うち2名は前年度からの引き継ぎ、そのままです。残り4名が今年度新たに再任用校長に登用された。依然として私としては少ないというふうに思っています。この4名のうちの1名が葉山中学校の加藤校長の再任用ということになってございます。

それから女性登用ですが、校長昇任に関して言うと、小学校10人、中学校2人。教頭昇任に関して言うと、小学校15名、中学校8名。校長全体で言うと、小学校31名、中学校8名、特別支援1名。やっぱり管内の話です。教頭全体で言うと、小学校54名、中学校11名、特別支援1名と、こういうふうになってございます。少しずつですが、女性登用率は上がっているということでございました。

それから職員課のほうから、一般教員の人事異動について話がありまして、次に、平成31年度の採用試験については、ほぼ前年並みということでございます。

続いて事故・不祥事の話があり、ことしの3月26日付で綱紀保持依頼通知が県から発出されています。その話の中で、この間あった事案についての列挙があり、それに伴う綱紀粛正に関する徹底が依頼となったということになっています。これに添えられた職員課長の話としては、臨任対策の強化が必要となるということでございました。

事案について紹介をしますと、1つ目が、県立高校の25歳の実習助手だそうですが、生徒との性交により懲戒免職、前任校の校長が戒告。これは県教委が実施している児童・生徒、教育実習生向けのセクハラアンケートで発覚したそうです。2つ目が31歳、伊勢原の小学校教員、ソーシャルネットワークで知った児童からポルノ画像を送らせたという件で懲戒免職。55歳の小学校の教員が、不適切な図画工作の成績処理を55名に対して行ったということで減給処分。ただ、この方は、聞くところによると前からそういう傾向があったそうで、評価基準なんて全く準拠せずに適当につけてるという実態が明らかになったということでございます。そんな人間が55歳までやっていたということがちょっとびっくりだなということになりますけど。そういう

事案がありました。それから、4件目が31歳の女性教諭です。いじめの放置ということで停職です。これが先ほどの茅ヶ崎市の事例になります。ここで、そのことよりももっとびっくりしたのが、校長が減給10%です。教頭も戒告処分です。神原教育長自身は、100分の50という給与カット。やめたことと直接関係するかどうかどうか、本人はおっしゃいませんけど、おやめになってるわけです。何と、市教委の部長・課長クラスにも処分がいつてます。ということは、結果的に、特にいじめを見て見ぬふりをした教員を放置したことになるでしょう、市教委の立場から言うと。そのことの責任というのが大きかったということで、このようになったように思われます。

続いて、指導課のほうからは例年どおり事業報告・事業計画の話がありました。校長教育研究会とか学力向上振興事業の予定を私としてはチェックをしておいたということでございます。

それから、31年度の委託事業について言いますと、スクールカウンセラー重点配置は、湘三地区5市2町、この7つのうち葉山と寒川を除く5市に割り当てられました、今年度は。したがって、町費でもって補強するという予算措置を講じたことを前回ご報告済みかと思えます。

続いて給与課からになりますが、任用の方針が変わりまして、臨時的任用教員については、年度末の空白期間をなくして、そこをつなげるというふうな任用措置をとるようになりました。その結果として、1年を超える継続雇用ということが実現しますので、共済組合に加入して、そこでの社会保険手続をとる必要があるそうなので、手続漏れにご注意ということでお話がありました。

それから、8月の、どの市町村も取り上げるようになっている、例の学校閉校日ですけど、これにかかわって8月16日、いわゆる給与支給日当日であっても支給前に伝票を取りに来てくれれば、それで処理はきちっとできる。そういう処理の仕方でも構いませんということを給与課でおっしゃっていました。例年の流れで言うと、この話が広がる前は、13日ぐらいに取りに行ったのかな。それで全部チェックをして当日支給するという、そういうやり方だったそうです。

それから情報交換に入りまして、鎌倉市からの問題提起で、10連休が近々に控えているわけですがけれども、それに伴って授業保障をどうするとかという話になって、鎌倉市では授業補填で夏休みを短縮するんだけど、他市町はどうなのと聞かれて、実は私ちょっと答えに詰まってしまって。事後的にわかったわけですがけれども、葉山町でも夏休

みを短縮しますね。中学校2日、小学校1日でよろしいですか。そういうことが話題になりました。

それから、小学校で英語が教科化されることによって、総量で1単位分増えます。それをどこでやるのか。モジュールでやるのか、夏休みに特設でやるのか、あるいは週あたりの授業コマ数を1つふやすのか、それらを組み合わせるのかという例の議論、前からあった議論ですけど、鎌倉市は結構夏の集中講義にこだわっていましたね。そういう話をされていました。うちは授業コマ数を1つふやすんです。それは聞いていたので、力強く答えました。そんなやり取りがありました。

それから、藤沢市からは教職員の働き方改革の基本方針と、部活動のあり方指針が策定されたそうなので、その資料をいただきました。部活動のあり方に関しては、例の弾力的運用に近い部分が当然出てくるわけですけど、そのことに関しては別紙で運用規定をつくったそうです。さらにその話題に触れて言うと、先日、こちらでもお見せをして承認いただいた、この部活動あり方指針ですけれども、逗子は葉山とほぼ同じようなものを提示したところ、1回目は教育委員会の承認を得られなかったそうです。それは、要するに、子どもや保護者の意向みたいなものをきちっと配慮をして、今後の部活動のあり方を考えていくというような。その規定の部分について、これだと、あれやれ、これやれみたいなことがふえて、逆行してしまうのではないかというご意見でした。私たちとしては、今までのような、基本的に大会の勝敗に直結するようなタイトな部活動のあり方じゃなくて、ある程度、同好会的という言葉がいいかどうかかわからないけど、そういう緩やかな、そういう志向のスポーツがあってもいいんじゃないかという意味で取り上げたわけだけけれども、そういう見方をされない可能性があるということで、承認が得られなかったという話でした。修正して、また臨むということをおっしゃっておられました。以上が湘三教育事務所管内教育長会議の報告です。

2件目、3月28日にJAよこすか葉山から組合長がお越しになりました。かわられたそうです。新任の組合長さんです。例年どおり、「農業と私たちの暮らし」という副読本の贈呈式を行いました。小学校5年生の人数分と教師用を頂戴をいたしました。濱名課長同席のもと、葉山では農業とか自然とか土、環境に親しむ教育が、こういう支援によって大変順調に行われていることに関して話をし、感謝申し上げたところでございます。

3件目、3月29日金曜日、辞令交付式及び辞令伝達式がございまし

た。委員さん方もお立ち会いいただいたわけですから。改めて確認になりますけれども、事務局職員の辞職辞令交付は6名、図書館長、課長補佐兼指導主事、庁務作業員2、給食作業員2で、再任用1名を含んでおります。続いて、公立学校教職員の辞令交付。定年退職者7名、自己都合退職者2名、転任・転出等計6名の辞令交付でございました。感謝状贈呈は定年退職者7名。加藤校長にも渡したんです。再任用しましたけど。私の挨拶としては、子どもっぽいかもしれないんだけど、「人はなさんとして果たさざりし志によって立つ」というせりふを使わせていただいて、定年退職を迎えるに当たって、過ごしてきた年月を振り返り、思いを果たせぬこと、十分な成果が上がらなかった、そういう悔しい思いもあるかもしれないけれども、ここまでやってこれたこと、その間、努力してきたことが大事なんだ、そのことに誇りを持つという意味で使わせていただきました。

続いて4件目、4月1日月曜日に、着任の辞令交付式を行いました。事務局職員に採用・転入等の辞令交付がまずございまして、採用5名、学校教育課主事補と給食作業員、ほかに再任用が3名でございます。転入が4名、教育総務課の課長補佐、庁務作業員、ほかに再任用が2名でございます。配置替えが3名、生涯学習課主幹兼図書館長、ほか栄養士2名ということでございました。さらに昇任昇格3名、教育総務課長ほか2名ということで辞令交付を行いました。先ほど挨拶をしていただいた方も、今言った辞令交付の中に含まれております。

その後、教職員の辞令交付式がありまして、校長3名、配置替え、再任用、昇任それぞれ1名でございます。教頭4名、配置替えが2名で昇任採用と昇任配置替えが各1名、合計4名でございます。総括教諭が2名で、転任採用と昇任採用が1名ずつ、教諭が6名で配置がえや転任採用がそれに当たります。新採用教諭が5名。これだけの数、辞令交付をいたしました。山梨町長が当日来賓でお越しでございました。私のほうからは、ほぼ例年と同じような話をしているんですけど、前段のところでは教職の重さを、あなた方の人事異動に関して、全てが新聞の特別紙面でフルネームで載っているという話、それから〇〇先生とすぐ呼ばれるようになるという話、人材確保法で給与優遇措置がとられているという話、これら全てがあなた方の教職という職務の重さを語っているということを強く強調させていただいたところがございます。その後、立場の自覚とか必要な資質の話をさせていただき、最後は余談みたいな話だけど、苦しいときには「ハッピーフライト」のように笑って過ごそうということを申し上げて、締めくくりにさせ

ていただきました。

5 件目にまいります。4 月 3 日、町議会臨時会本会議がございました。町長部局のほうの補正予算等が審議されたところでございます。一般会計と下水道事業会計の補正予算がございました。

6 件目、4 月 12 日金曜日に管内の指導担当者会議が、指導主事 60 名ぐらいが集まって行われました。今年のうちが当番自治体ということで、ここでやったんです。何と 90 分間私が講演会の講師をやるという、そういう設定で、終わってみれば大変楽しかったんですけど、事前準備が結構厳しかったかな。今を去ること数年前に、横浜国大の非常勤教員をやったときは 90 分授業だから、久しぶりだったかな。1 回限りみたいな話なので、しかも初めて指導主事になった者が 20 名ぐらいいるので、その人たちに対する訓示をみたいなことで、注文があって、ひどく構えて臨んだんです。終わってみれば、杉田指導主事が 60 分に変えましょうかとか、いろいろ配慮してくださったんですけど、結局は 90 分でも全く足りなかったということになりました。用意した自分のほうのメモ、レジュメでは半分いったぐらいですかね。そこで終わったということでございます。

話の中身については、校長向け、教頭向けに話したと重なるところもあるんですけど、特に指導主事ということで、力を入れて話したこともあります。その部分だけ簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。まず始めに、この 60 名ほど集まったうち、初任者は大体 3 割ぐらいですかね。初任者 3 割、2 年目 3 割、3 年目以上が 4 割というぐらいの構成だったと思います。それで、最初に私自身の履歴の話をして、自分は指導主事経験もないし、小学校・中学校も勤めたこともないので、はっきり言えば場違いかもしれないんだけど、この間の経験を踏まえてお話をさせていただくということで、始めました。

最初に、何が大事かということ、私自身の経験談の中で少し共有してもらおうということで、かつての非常勤講師の時代、これ大学院生のときに 3 校やっていますけども、その話と、初任校であった東金沢高校での農業体験修学旅行の実現の話。これだけは唯一誇ってますので。564 人全員を農家に、2 泊 3 日させちゃった話を、それを 2 回やったという話を少しさせていただきました。その苦勞の話を。途中省略して、教頭時代・校長時代に、やはり定時制の課程を持ったことが大きかった。そこでどういう子どもたちの実態であったか、そのことに対して私たちが何をなすべきかみたいなことをいろいろ考えさせられたことをご紹介します。全員が小・中の先生です。ですので、

定時制のことなんて全く知らないわけなので、ちょっとどよめきが、手応えがあったかなと思います。全国的に見て、卒業率5割ぐらいしかないからね、定時制の子は。そういうことって知らないじゃないですか。普通は入れば卒業するものだと思ってるし、小・中学校は基本的に全員卒業してしまうわけだから、2人に1人が脱落する世界だなんて想像つかないです。そういうことも含めて、手応えがあったかなと思います。自分の履歴にかかわる話をすると、これだけで多分3時間ぐらいもっちゃう話なので、途中飛ばしてやめるわけですけど、つかみのかわりにその話をさせていただいた。

次に本題で、相談のありましたそもそも指導主事って何という話なんですけど、例の地教行法を使って、これは本当にレクチャー風に紹介をさせていただきました。いきなり、指導主事は何かということの法的な定義をしても意味がないので、そもそも教育委員会とは何かという話を地方自治法と地教行法から引いて説明をしました。その中で、教育委員会というのは独立の執行機関です。ただし、これは町長とか市長みたいな人が独立機関であるのとは違って、5人の合議制でやっているということを知ってください。合議の仕方を含めてご紹介をしました。

それから首長との関係で、同じ独立機関同士なんだけど、こちら側には予算編成権とか条例制定権がないので、教育委員会に係る内容については、首長にお願いをするような形になっている。それが、協議とか申し入れということで法制化されているということもご紹介をいたしました。もう一つ、余計なことも言っちゃったんですけど、第4条に、教育長の任免に当たって、人格高潔なものを書いてあるんです。穴があれば入りたいということを申し上げました。実は教育委員のほうにも書いてあるんです。

次へいきます。続いて、県費負担職員に対する教育委員会の服務監督権限について、市町村教育委員会は職務上の上司なんだと。この間、校長会議等でご紹介しましたが、その話を再用させていただいております。

そして、その話が終わったところで、集まられた60の方の方に若干話題を振りまして、二、三分時間をとって、そもそも何で教育委員会なんていう独立機関ができていいのか、改めて考えてみてくださいという疑問を投げかけてみました。3分後に大黒さんに答えを求めたんです。ちょっと意地悪な言い方をして。わかりきってるようでわからないというか、基本的に考えなきゃいけないわけです。なぜ独立してい

るのかというのは、重要な問題だろうというふうに思います。いろんな言い方ができるとは思いますけど、私としては子どもを育てるとというのが、一つは影響を受けやすい、非常に可変性の大きい子どもたちを対象としていること。そして、その子どもたちが、どういう人間になるかということは、世の中の未来をつくることだから、その未来をつくる作業を、その時々の方針によって、政策的な方針によって決めるべきではない。一時の政策にゆだねることはしてはいけないということ、私としては申し上げたところでございます。ただし、数年前の地教行法の大改正のときにもさんざん議論になったように、民意を反映しているのかとか、会議が形骸化しているんじゃないのかとか、あるいはスピード感がないとかいういろいろな批判があるわけです。そのことについては、当然考えなきゃいけないということは申し上げました。一つだけ、彼らに知ってもらいたいと思ったのは、実は民意を全く反映していないわけではなくて、選挙の洗礼を経た首長が任命してるんです。しかも、選挙の洗礼を経た議員が議会で承認してるんです。特に私なんか2期目に入っているわけでしょう。2期目でよくわかった人を承認しているわけです。

ちょっと放っておくと、この問題は大きな問題になっちゃいます。学力状況調査をランキング化して、それで校長の名前を公表しちゃおうという、知事がかつていましたね。それとか、これでもって人事評価、ボーナスの査定にも生かそうなんて考えている人もいるわけでしょう。それでいいのか、そんなことをしたら「大空小学校」みたいな、ああいう苦しい学校に誰が喜んで赴任するんだと言いたいです。そういうこともお伝えをしたところでございます。

その後、話をもとに戻しまして、指導主事とは何かというところで、法的な規定をご紹介します。地教行法では、基本的には第18条の各項がこれに当たっています。ここでは指導主事は識見を持っていなきゃいけない。教養と経験も持たなきゃいけないということで、一応、みなさんのほうを見たんですね。そして、この法律で、専門的事項の指導に関する事務に従事すると書いてあるわけなので、その指導というのは何かということなんです。もちろん、学校教育に関する指導なんですけど、学校現場に対する指導なんですけど、そこは、教諭を指導するとか、先生を指導するなんて書いてないんです。学校を指導するなので、つまり校長を指導する権限もあるんです。そのことのやっぱり重さと責任、それを重々自覚しなきゃいけないという話を基本的にはさせていただいたところでございます。

一方で、特に私は現場しか知らないので、県教委の人たちを見ていて、やっぱり指導主事も本当にさまざまで、この校長でさえ指導できる権限を持っているということが、肩で風を切って歩くような、そういうそぶりになっちゃう人もいます。そんなふうに傲慢になっちゃいけない。現場でなきゃ味わえないというか、現場が負ってるものすごい苦労ってあるわけだから、そのことに関するリスペクトはしてほしいということを申し上げました。それでも必要なときには、校長先生、それは違いますよということも言わなきゃいけない。そういう両面があるんだということを、ここで言ったつもりでございます。

その後、何をなすべきかということで、来るべきソサエティ5.0の社会に備えるんだという話をしようかなと思ったんですけど、もうこの辺は全く時間がなくて、この話はほぼ割愛です。ただし、たまたま直近で目にした文部科学省の初等中等教育局のメルマガ356号に合田財務課長が書いていたコラムが非常に面白かったんです。これは、校長会議でも教頭会議でも漏れなく紹介しましたが、ここでは本当にさわりだけ紹介しました。このコラムの中で、来るべきソサエティ5.0の社会のことをこう言ってますね。現在とは非連続的と言えるぐらい劇的に変わる社会。「非連続」という言葉を使ったのがちょっと目新しくて。先行きが読めないとか、そういう言い方はさんざんしてきましたけど、非連続的ということは、今までの蓄積があまり生きないということなんです。それぐらいの危機感があるんだという意味で使っておられたと思います。未来予測に関しては、例のソフトバンクの孫会長とか、比較的楽観的な、人間の創造性や能動性が生きる社会になるんだという予想があります。一方で、教育学者の中に非常に悲観的な予測がありますね。そういう創造性を生かせる人間は数%でしょ。残りは職業を失っていただけなんじゃないかという悲観的な予測もありますね。そのことに関する、相反する相克する未来像に関する、NHKスペシャルでこの2人が議論している番組があって触発されました。私たまたま見てたんです。これ、新井紀子という情報科学研究所の所長さんが孫さんに突っ込みを入れてて、珍しく孫会長が黙っちゃうシーンがあったんです。非常に的確なやり取りだったかなというふうに聞いたんですけど。私も未来は非常に苦しい、少なくとも、半分ぐらいの人にとって非常に苦しい社会になるんだろうなというように思うわけなんです。それを踏まえて、私たちがそういう未来に向かって子どもたちをつくっていくことは、実はその子どもたちが未来の担い手になるので、未来社会そのものを、単純に悲観とか楽観とか

という現在の評論的予測じゃなくて、その子たちがそういう未来をつくるんだというふうにして、今の子どもたちを育てなきゃいけないでしょうというのが、このコラムの論旨だったんです。結構いいなと思っておりました。ついでに、この新井紀子先生の本は、「A I v s 教科書が読めない子どもたち」ということで、ちょうど去年の今ごろベストセラーになったんです。なので、当然、皆さんも読みましょうと呼びかけておきました。これだったらしゃべった者勝ちなので、自分のほうが読んでるから言ってるだけなんですけど。

それから、何をなすべきかの2つ目として、授業改革の取り組みというのを、例の室田小学校と南郷中学校のあの話を紹介しようと思ったんだけど、全く時間がなくなって、一言も触れられなかったです。しょうがないので、指導主事が授業研究会に出かけて行ったときに、よく褒め倒しにする人がいるんだけど、ああいうのはやめましょうということを言いました。やっぱりはっきり物を言ってください。表面的な褒め言葉でやり過ごすようなことをしていれば、褒められたほうは当然満足するかもしれないけど、いつまでたっても研究会をやろうという内発的な動機に結びつかないし、それから、過ぎてしまえば、その成果を検証しようなんていうことにもならないわけだから、そういう表面的な褒め言葉はやめてくれと言いました。

もう一つ、授業研究というのは、研究のための研究じゃないので、それが日常の授業とかそういうものに、あるいは全ての教員の授業にどう結びつくのかということを強く意識した講評をしてきてくださいということを申し上げました。そんなわけで、ここをお話できなかったのは残念といえば残念ですが、しょうがないです。

そして、次にもう一つ、課題に立ち向かわなきゃいけない指導主事の顔ということで、実は双方向に顔があってね。これは、たまたま町村教育長会の私に与えられた研究テーマで、去年、町村教育委員会の指導主事24名に関するアンケートをとって、その働き方に関する分析をやったんです。そのときに、職務を大きく3分類して、地教行法の18条の条文に割とぴったりくるような学校支援の仕事ってあるでしょ。学校を指導する仕事。それを第1区分に。それから国や県の、町に内在してもありますけど、要するに縦系列の通達業務とか調査業務があります。これを第2区分にして、第3に町村自治体の、自治体内部の仕事があります。極論すると、選挙事務まで割り当てられちゃうわけだから、あといろんなイベントに指導主事も動員されちゃうでしょ。そういったものを3分類して、その3分類でどの仕事が多いんだろう

って町村調査したら、大体これが、4・3・3ぐらいですか。本来の法律にぴったりの指導主事仕事って、実は4割ぐらいしかないんです。3割から4割しかない。だから、特に大黒指導主事に、ことし着任されましたので、あなたが予想している仕事のうち不本意仕事が3分の2占めるよということを、強く言ってあります。少なくとも、建前上というか、教員目線から言うと3分の2ぐらいが不本意仕事になっちゃうわけです。じゃあ、その不本意仕事とは何なのかということがもう一つ言いたくて、それが実は指導主事が負っているもう一つの顔なんです。指導主事を通して、実は一般行政の職員とか議員とか、それからひいては町の人たちが教員というのは要するに、有体に言うとどんな資質能力を持っていて、どんな発言をし、どんな文章を書くのかという、そのことを見てるんです。簡単に言うと、その市町村の教員の値踏みみたいなものが、指導主事を通じて行われてしまうということ強く自覚してください。だから、文章一つ書くのでもしっかり書きましょう。最初は不慣れで、行政文書って独特の書式だから、教員には全くなじまないです。私みたいに、そういうことあまり嫌いじゃない人間でも、最初はすごく抵抗があったので。何でこのところを1ポイントあけるみたいな話をされなきゃいけないんだろうみたいなところから始まって、一々いらいらした時期がありますけど。大変だけど、そういう使命を負ってるということをぜひ自覚してくださいということをもう一つの顔ということでお話させていただいた次第です。

それからもう一つは、自分たちの古巣である学校や教員に対してはどうかというと、今度は行政を代表する顔として行くわけですから。行政、偉そうにいろんなことやりますね。指導主事発令しているわけですがけれども、その指導措置がどのぐらい意味があって重いものなのかということを実感させるのは、現地に行って指導している指導主事の発言や行動、言動によるわけでしょう。特に、研究会での講評がどのぐらい意味があるかということで、それを推しはかられちゃうわけだから。教員の中に根深い教育委員会不信みたいなものを解消するといったら、まさに指導主事の言動を通じてやるしかないわけです。指導主事のそういう立派な様子を目の当たりにすれば、その分だけ教育委員会の重みも現場に伝わるというものだから、そういう行政を代表して行っているという顔もあるんじゃないのかな、両方にそういう顔を持つのは大変だけど頑張りましょう。不本意に思われる業務も、それを本意に変える努力をしてくださいということ、大変つらいですけど申し上げました。大変ですけどね。

そういう話の中で、実は何が一番不本意だと思うという質問をして、これはすごく受けちゃったんです。非常にびっくりしましたが、実は別表で、アンケートのときに使った26項目の紙を配って見せたんです。答えてくれる人がいたんですけど、客観的に役割の比重が大きいと感じていて、でも、なおかつ自分がやりたいと思ってるリストから外れる率が高かったもの、それは何と議会答弁書の作成なんです。そういう答えを教えてあげたら、どよめいてました。次が教育委員会の定例会みたいな会議の準備なんです。不人気なんです、これ。うちでどうかわからないけど。そんなこともご紹介し、その他、いわゆる自治体の行政事務とか、イベントへの動員とか、そういった類いのことがやっぱり一番負担になってる、不人気だということはお伝えしました。あんなに驚かれるとは思わなかったな。そんなことを話していて、簡単に言うと、両方の顔ともしっかりやろうという話でございました。

最後、本当に時間がなかったので、青の洞門みたいな話で終わりにしたんです。みんなが、何かかたい岩盤があって、それをこっち側から掘り進んでると。あるとき気がつくと、光が差ってきて、向こうから掘ってるひともいたということに気がつく。みんなそれぞれポジションで頑張ってるはずだから、それを信じて頑張ってもらいたいという話で終わりにしました。

ということで、90分があつという間に過ぎてしまったので、個人的に言うと久しぶりに授業した快感というんですか、そういうものが依然として残っているんだなと思いましたが、そんなふうに話をさせていただいたところでございます。この話を少し丁寧にさせていただきます。

教育長の報告事項は以上でございます。質疑がありましたらお願いします。

鈴木委員) 教育長のお話の中から、鎌倉の連休についてのちょっとお話が出たんだけど、うちは。連休、5月の大型連休について学校は休み。

学校教育課長) 特に教育委員会から学校に対して確実に休みにしてくださいというような通知は出しておりません。基本的には学校もお休みになっていくと思います。ただし、中学校の部活動に関しては、その期間中にどうしても大会をやらなければいけない部活動もありますので、そこに関しては活動実施していると認識しています。

鈴木委員) 教職員は基本的に休み。

学校教育課長) 基本的には休みです。ただし、今申し上げたように部活動があるところもいくつかはあると思います。

鈴木委員) できるだけ学校教育課のほうでね、もちろん最終的には校長が判断されること、これはもう理解している。だけど基本的にせっかくの休みなんだから、休ませるように指導してよ。なかなか今回ちょっと特例でね、本来であればふだんの休みになってるわけだから、今、濱名課長が言ったいろんな事情等々あるのはわかる。特例を除いてね、基本的に学校を休ませる。それはイコール教職員が休むんだという意識で、できれば対応してほしいということをちょっとお願いしたいと思います。

教育長) ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。特にないようであれば、これに関しては質疑を終結したいと思います。教育長の報告事項については、これをもって終了といたします。

(定例校長会議・教頭会議について)

教育長) 続いて、日程第3「定例校長会議・定例教頭会議」についてを議題といたします。

まずは私のほうから冒頭挨拶の概要等を紹介し、後ほど学校教育課長のほうから内容についての報告をお願いしたいと思います。既に報告済みの内容と重複する部分については割愛いたします。

4月10日水曜日、定例校長会議を開催いたしました。冒頭のところで学校施設設備等についてという表題をつけて、これからの比較的近時のあるいは中期的な見通しについてご報告をしました。この間、校長さんたちに保護者等々からのお尋ねもいろいろあり、考えあぐねているところもあるでしょうから、一回整理した形を示すということが必要かなということでお話をいたしました。ことし2019年に劣化診断をし、この結果を受けて緊急修繕や中期修繕計画や長期計画、これらに結びつけていくんですということをお話ししました。学校トイレ整備工事に関しても、この緊急修繕や中期修繕計画の中に生かしていきたいと考えているということもお伝えしました。

それから町全体の、このたびの公共施設整備に関する事業全体のことを、「みんなの公共施設未来プロジェクト」というふうに呼んでること。そして、これを実施するための中核機関としてファシリテーションマネジメント会議、FM会議というのを設置しているということをお伝えしました。

そして最後に、これも言わずもがなかもしれないんですけども、この長期計画、長期方針の中で、ある年月には当然、建てかえとか、そういったことも日程に上ってくるでしょう。建てかえるというふう

なことを考えたときに、学校施設が今のままそっくり再現されるというようなことは非常に考えにくい。その中では当然のことながら、再編のようなことが日程に上ってくるでしょう。今度は、校長先生方とか学校教育のほうの立場から言えば、施設設備的な方針に合わせて、なぜそういう再編が必要なのかということの、教育内的な理由というのかな、根拠を全部しっかりつくっていく必要がある。そういうことに努力をしていきたいと思いますという呼びかけをして、この話は終わりました。

その後、先ほどの文部科学省の合田課長のメルマガの話とか、小・中学校の卒業式に列席した話とかを紹介し、その後、学校だよりについてのコメントをいたしました。

目ぼしいものだけ拾っていきますと、上山口小学校だよりの3月11日号に、よりよい学校づくりアンケートの特集があります。一応、注文を出しておきました。滝川校長が引き継いでるわけですが、今後は単発の単年度の分析ではなく、経年変化がわかるような質問項目とか結果報告、そういったものがないんじゃないかということをお願いしました。

それから、3月25日号にはカリキュラムマネジメントに触れて、2分の1成人式を再検討するという言葉が入っていた。このことを直接どうこう言わないんですけども、今後の学校運営のあり方として、働き方改革とか授業改革の充実を考えたときに、こういったことを表明してくれたこと自体はいいんじゃないかということをお話ししておきました。

それから、長柄小学校だよりの3月18日号に、教頭先生の話が紹介されていて、先生は目を患っていましたが、そのときに苦しかった思いみたいなものを子どもたちに伝えた話が載っていて、そういうことはいいことだなということで、お話をさせていただきました。

一色小学校だよりの4月5日号には、見守りボランティアの話が掲載されていて、新旧のボランティアの方の氏名、全員載せられているんです。とてもいいことだというふうに思います。以上のような話を小学校についてしています。

ただし、このうちのいくつかの小学校に関して言うと、今年度人事の紹介のところで、教諭という言葉を使っているのに、総括教諭のところの総括の言葉が抜けていることに関しては、文句を言わせていただきました。何々先生と書くのは別にいいんだけど、教諭とか総括教

諭というのは法律上の職名なので、全部一括で教諭と書くのはおかしいと、はっきり言わせてもらいました。校長、教頭と書くのと同じ意味があるので、ぜひそうしてほしいと思います。

それから中学校にいきまして、葉山中学校だよりの3月25日号には、卒業式の特集の中に担任の顔写真つきのコメントがあって、いい企画ですね。

南郷中学校だよりの3月4日号には、平成31年度、2019年度の行事に係る京浜急行のバス予約、これに関する情報提供がありまして、大変苦しい状況なので、行事に影響が出るということを率直に保護者に伝えているのは、大切なお知らせだなというふうに思いましたので、そのことをお話ししております。

次に、児童・生徒の事故防止、教職員の不祥事防止についてという話で、4月5日に新入学児童・園児を交通事故から守る運動の大会が開催されたことをお伝えし、もう一つ、昨年と同様、職場でのハラスメント、特に給食調理場でのことを意識した、このハラスメント防止に関して、鋭意取り組んでほしい。管理職もできるだけかかわってほしいということをお伝えいたしました。

前年度、平成30年度に関して言うと、多々、この手のことにまつわるような問題が発生しているということも率直にお伝えをした上で、そのような言い方をいたしました。これ以降お話をしたことについては、全てここでは紹介済みですので、カットします。

続いて、4月11日木曜日に定例教頭会議を開催いたしました。1点目、2点目、3点目は全て校長会議と重なる部分ですので、割愛いたします。

4点目として、例の室田小学校と南郷中学校の話をしよと思ったのですが、ここでもはや話す時間がなくて、残念ながら資料提供で終わってしまいました。

続いて、5点目として、法律上の教頭の役割の話を、学校教育法の第13条、37条の話をしよと思ったんですけど、これも時間がやはりあまりなくてできませんでしたので、残念ながら4月1日の教育長訓示の中で話をしたことから2つ抜きました。学校は個業者の集まりじゃなくて、全体として学校の責任を問われるんです。だから、そのことを意識して学校力の向上に努めなきゃいけない。それから、教職員集団は、単に学校を一つにまとめているだけではなくて、組織として運営しなきゃいけない。チームとして運営しなきゃいけない。そのことの例として、小学校1年から6年までの縦型の積み上げみたいなこ

とが、有機的に存在しなければ学校とは言えないんだという話を再録させていただいた上で、ドラッカーという経営学者、経営哲学者が言っているところの学校組織をオーケストラに例える話を、簡単ですけどさせていただきました。これもふんだんにしたかったんですけど。今年も辞令交付のときにもやらなかったのも、余裕がなかったんだなということがわかると思います。ただし、ドラッカーの話の延長上で、教頭先生には対校長という意味で2つの役割があって、1つは校長の判断に寄与するようなアナザー・オピニオンというのかな、それを必ず1個提出してください。そのことと、それからもう一つ、校長が決定したら真っ先に率先して従う姿勢を見せてください。トップというのは責任が重くて非常に孤独なので、それを真っ先に支える役目が教頭にありますということをお伝えしました。

そして若手の育成に関して、電話対応から始まって、あるいは扉をノックするところから始まって、できてない人がいっぱいいるでしょう。もう一つ、今どきの若い先生たちは、褒められるだけの教育みたいなところで、順風な育ちをしている方が多いので、そのことで教員自身もびしっと子どもにけじめをつけて叱れなくなっちゃうんじゃないのかなということに注意しながら育ててくださいということ強く申し上げました。

時間の都合で、例えば湘三の不祥事事例みたいなことも言うことができなくて、ハラスメントに気をつけてくださいということだけは申し上げて、最後に教頭先生方を鼓舞するために、茨木のり子の「自分の感受性くらい」を紹介して格好よく終わろうと思っていたんですけど、残念ながら、大変不始末をしでかしてしまいました。この日、教頭先生を鼓舞する話をずっとしていて、柔道の山下選手の「母親の思い出」みたいな話をしているときに、突然、何か自分の中で激してきて涙が止まらなくなっちゃったので、大変恥ずかしい思いをいたしました。もうろくしたなど自分で率直に思いました。年とともに涙もろくなるということで、最後5分間そんな話になってしまいました。ということで、気分だけは十分伝わったかなというふうに思ったんですけど。そんなことで教頭会議での挨拶をさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。補足があればお願いをいたします。

学校教育課長) では、私から1点です。次第にはございませんが、今年度の校長会議と教頭会議の持ち方について確認をさせていただきました。昨年度まで教頭会議は5、8、10、12月を除いた計年8回、校長会議の後に

実施をしておりました。これは我々の反省にもなりますが、校長会議と教頭会議で取り扱う内容をほとんど変えておらず、取り扱う内容もかなり重複感がありました。したがって、教頭先生方の働き方改革の観点も踏まえて、今年度から定例の教頭会議を年8回から3回へ回数を減らすとともに、内容も予算や研修関係などの事務的な内容に特化して取り扱うことといたしました。校長先生方には、なかなか時間のないところではありますが、定例校長会議にて伝達された内容等を、今まで以上に教頭先生方にお伝えいただいて、情報を共有してくださいということをお願いいたしました。以上でございます。

教 育 長) それでは質疑を受けたいと思います。ありましたらお願いいたします。

小 峰 委 員) 2つ伺いたいと思います。まずは1つ濱名課長からお話があった、教頭会議を年3回にして、事務的な連絡を主とするということだったんですけど、それは教育委員会からのほうの伝達ということなのでしょうか。いわゆる教頭先生方がお互いに集まって、意見交換や学校の情報や自分たちの研修になるようなことは別途行われるということでしょうか。それが1点。

それからもう一つは、どちらの会議にも書いてあるのですが、いわゆる教育相談員の配置についてということです。ことしの予定が書かれていたのですが、質問というよりも、ぜひそういうものが葉山の町はきちっとできているよということを宣伝していただきたいという意味で今、述べさせていただいています。実は、この前、いわゆるワイドショーでしょうか、偶然つけたテレビの中で、日本の学校というのはいじめに対しての対策がなされてないというようなことが話題になっていたんです。というのは、日本の学校は性善説で、学校にはいじめがないという認識で成り立っている。だから、保護者や子どもからいじめがあったと学校に伝えても、それがきちっと、取り上げられるまでに何段階か経て、やっといじめかもしれないといって学校が動き出す。そういうのが日本の学校の実情だみたいなことがあって、聞いていた私は「ええっ」て思ったのですが、多分、いじめ問題対策連絡協議会、そういうものをイメージして言ってるのかなと思いました。今どきの学校で、学校にいじめがないというような意識を持っているところなんて、どこにもないのに、何でこうテレビはこんなに大げさに無策を言われて、それに対して諸外国はいじめ問題というのはすごく重大に取り上げられて、いじめた子に対して、保護者も含めて指導やカウンセリングが行われるということ。そうした比較を

して、日本の学校というのはいじめに対して非常に動きが緩慢だということが話題になっていたんです。親たちが見ているだろう昼間のテレビでしたけど、そういう中でそんな言われ方をして、何か学校が評価されるのはたまらないなと思いました。実際にはこういうふうに、教育相談とかそういうのも学校は積極的にやっているし、いじめに対してもどこでも起こり得ることだっていうことは学校の常識になっているはずなのに、何かテレビでそんな取り上げ方をしたのかが非常に私は不満でした。ぜひこの教育相談にかかわる人たちも含めて、学校や教育委員会はきちんと整えているし、いじめに対して学校も非常に感度のいいものをもって対応できているんだよということを、広い意味で保護者たちにもきちんと伝えていくべきだろうなと思いました。これは、私の感想が多くなってしまっているのですが、保護者に周知していくことを今後どのようにしていかれるかということ、とりあえず伺いたいと思いました。2点です。先ほどの教頭会のこと、それから今の教育相談等についての教育委員会のお考えみたいなものを伺わせていただきたいと思います。

学校教育課長)

1点目は私が、2点目は担当から回答させていただきます。

教頭会議につきましては逗子・葉山の小・中教頭会を月1回開催しております。そこで教頭先生方の困り感だったり、情報共有や、事例の検討等を行っています。我々が行っていた教頭会議の中でもそういった内容は取り扱っておりましたが、それに関しては逗子・葉山で行っている定例の教頭会で取り扱っていただきたいというふうに思っています。

研修に関しては、湘南三浦教育事務所で年に1回教頭実務研修会を行っています。それに加えて、葉山町としても、昨年12月にコミュニティ・スクールに関する研修会を、校長会議・教頭会議、合同で行わせていただきました。今年度につきましては、喫緊の教育課題を取り上げて校長先生及び教頭先生に来ていただいて、町主催の研修会を開催しようと思っております。以上でございます。

教 育 長)

2点目について。

学校教育課指導主事)

教育相談体制の周知という形のご質問でしょうか。

小 峰 委 員)

そうですね。それからいじめも含めてそういう、学校はちゃんとそういうものを受け入れる用意がありますよということです。

学校教育課指導主事)

まず教育相談のほうからですと、この前回の校長会議で教育相談体制について説明いたしました。今年度の学校教育課の重点事項の一つに教育相談体制の再構築を掲げております。まず、相談窓口の明

確化を図ります。また、SC、SSW、それから教育指導員、研究所相談員で、4月の23日、町の教育相談についての協議会を持ちまして、共通理解のもと、学校の支援に入っていただこうと思っております。今年度のSSWは学校現場のこともよく知っていらっしゃる方ですので、先生方からの電話相談、それから学校の児童・生徒指導体制の構築のお手伝いというところも一つ重点に置いて進めていきます。

また、保護者に対しても、相談窓口がわかるようなリーフレットのようものを学校と連携を図りながらつくっていくべきだとは思っておりますが、まずは先生方にそれぞれの相談の窓口やSC、SSW等外部スタッフの役割をご理解いただくところから始めて、保護者へも周知を図りたいと思っております。

いじめにつきましては、今年度附属機関としていじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。第1回目を6月あたりに予定しておりますので、その中で情報共有をしながら学校の方針の見直し、それから保護者への周知などをしていきたいと思っております。以上です。

小峰委員) わかりました。ぜひ学校と教育委員会、学校との連携も大事ですけども、保護者によく伝わり、子どもにも、保護者にもきちっとそういう困り感のあることについては学校は受け入れる体制があるよということを、ぜひ周知するような方法をとっていただきたいなと思いました。以上です。

教育長) ほかに。

今の小峰委員の指摘に関して、別途リーフレット配布ということもあったんですけど、リーフレットとか、あるいは教育委員会便りみたいなものの中で、この手の話題を継続的に取り上げていって、最終的に一つの冊子にしたりして、そういうものを配布する。できれば、ホームページなんかには上げれば、町の人も見られるので、そういうやり方もあるかなと思っております。指導主事の働き方改革に逆行してしまうので、今すぐにやれとはなかなか言えないけど、やはりそういうことがあってもいいかな。やはり教育委員さん方にとっても町の中にあるさまざまな、広い意味での児童・生徒支援機関、教育相談機関等の、全体像を把握するのはなかなか難しいですね。そういったこともあるので、当然外部の人には尚更わかりにくいに決まっているわけですから、整理してお話しできる機会があってもいいかなと、そんなふうに思っています。ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

では、ほかにないようでしたら、これについては質疑を終了といた

します。以上、日程第3定例校長会議・定例教頭会議についてはこれをもって終了といたします。

(神奈川県市町村教育委員会連合会総会の報告)

教 育 長) 続いて、日程第4「神奈川県市町村教育委員会連合会総会の報告について」を議題といたします。

この会議に鈴木委員が出席されましたので、ご報告いただきたいと思っております。

鈴 木 委 員) 15日の月曜日に厚木でございました。総会は11時から。総会の内容、決議事項については大体30分ぐらいで、満場一致で終了いたしました。その後、意見交換会があり、その中で、厚木の前教育委員さん、教育長職務代理の山田さんがですね、定年で3月31日でおやめになったということで、新しく杉山さんという方が職務代理になられ、その方が議長で進められていきました。私は非常にその意見交換会期待していたんですけど、各自治体の現状報告のようなものが非常に多かったですね。学校給食の問題をどうする、統廃合の問題をどうする、いじめの問題をどうするという、非常に苦労していますという話がありました。私としてはそんなことを聞きたいじゃなくて、意見交換会というのは、そういうことがあって、こう解決したんだというのを聞きたかったんですけど、何も意味がなかったので発言するのをやめました。

1つ気になったのは、教育委員さんの発言の中でお2人ほどのことがちょっと気になりました。ちょっとお名前は伏せますが、お1人の委員さんからは、いじめの問題があって、それでいくと担任の先生との間がうまくいかなかったと。それについては非常に困っているという発言がありました。ここまですよかったんだけどね、じゃあ教員は誰が指名しているんだと。教育委員会が指名しているわけでね、そんなことをああいう場でね、自分が困ってますなんていう委員さんは、私はやめたほうがいいと思う。

それからもう一つは、統廃合です。統廃合した後、一番遠い方が歩いて45分かかる小学生がいらっしゃる。これが非常に困ったと。そんなものは統廃合する前から教育委員会はわかっているわけで、そんなことをその場で話したって意味がないと。委員たる者はね、いろんな問題があってやるんだ、私はちょっとそこについては言おうと思ったんですけど、結局触れなかったんですけど。問題提起があって、問題提起で困っているというような意見交換会なんて全く意味がないので、もう来年あたりから出ないようにしようかなと思ったぐらいです。や

っぱりね、僕はそういうものであってはならないし、そういう苦勞をして大変なんだと言うんだったら委員を受けなきゃいいですよ。どんな委員でもね、その地区でものすごく大変さがあるんで、そんなものはわかっているわけです。そんな意見交換会はあまり意味がないということで、杉山会長には言ったんですけど、意見交換会というのはそうじゃなくて、きょうはいじめの問題を取り上げますよと。その問題で苦勞した話、それから解決した、そういう話をありますかということで僕はやるべきで、何でもかんでも自分たちの意見を言えばいいというんだったら時間の無駄だと。教育委員というのがどういうものなのか、教育委員がどれだけ責任のあるものなのかね、そういうことを非常にわかってないなというふうにちょっと思いましたけど、そこは非常に逆に残念でした。

ただ、全体的に長く委員をされている方は非常にやっぴり的確な意見を言われていたなという。全体的にもっと国がかかわって、こういう場合はこうしていかなきゃいけない、インカレについてももっと真剣にね、国はやっぱり対応すべき状況にきているんだというような意見が出て、それは非常に葉山と同じだったので参考になったかなど。行って無駄はなかったんですけど、意見交換会については、私にとっては参考になる話が出なかったなといったように思いました。以上です。

教 育 長) 何かご質問等ございましたらお願いします。

鈴 木 委 員) どうぞ、質問してください。

教 育 長) 質問かどうかわからないけど、いじめの話。何か具体的に参考になるような事例紹介とかありますでしょうか。

鈴 木 委 員) いや、もう私も非常に期待していたんですけど、全く具体的なものはなくて、どうしようか迷っていますで終わってしまったというのがあって、そのことについても、ほかの委員さんからは、その方に対して的確なアドバイスというのは正直言ってありませんでした。

教 育 長) そうですね、例の茅ヶ崎の話というのはすごく示唆に富んだ事例だったというふうに思っています。いじめって、ガキ大将みたいな子どもが誰か弱いものいじめるとか、そんなパターンってむしろ少ないでしょう。どっちかというところ、ささやかなところからひびが入って、気がついたら学級全体の秩序が保てない中で起こってくるんです。だから、いじめの兆候を見逃すなど言っている。学級全体の成り立ちというのを、それがどのようなものであるのか、秩序という言葉を使ってもいいんですけど、そういうところを見ていかないと防止にならないで

す。発見もできない。そういうところに着目しないといじめの問題に対処できないんだというふうなことを思っています。

(議案第1号)

教 育 長) 日程第5 議案第1号「教育施設の工事計画(案)について」を議題といたします。

説明をお願いします。

教 育 部 長) 議案第1号 教育施設の工事計画(案)について。

教育施設の工事計画を次のとおり策定する。

(別紙)

平成31年4月17日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により提案するものです。

提案理由にありますように、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号、予定価格が1件1,000万円を超える工事計画について提案するものです。内容は別紙のとおり、長柄桜山古墳群、第1号墳遺構保存整備工事が該当します。なお、実施期間は10月から3月を予定しております。以上です。

教 育 長) それでは、これより質疑をお願いします。何かありましたら挙手をお願いいたします。

鈴 木 委 員) この工事、1,000万を超えるというのはわかったけれど、金額って公表できるものじゃないの。例えばいくらここへかかりますよという金額はないわけ。1,000万を超えて1,500万なのか3,000万なのかということもわからないわけね。

教 育 部 長) これではわかりません。

教 育 長) それは出せないということですか。現時点で。

生涯学習課長) こちらについては、金額については掲載できません。公表できないです。財政課との協議の上、伏せてくださいということになっております。金額につきましては入札等の関連もありますので、予算書上においても金額については伏せてございます。

教 育 長) ということですが、よろしゅうございますか。

鈴 木 委 員) 初めてみたいなケースなんだけど、金額がほとんどわからなくて、青天井で決裁しろって私ちょっと初めてなので、今どうしようかなと

思っているところなんですよ。

教育部長) この議案は、平成31年度の予算の内、予定価格が1,000万円を超える工事計画について、会議に付すもので、実際の予算額について付すものではありません。工事の予算額については、予算者や付属説明書にも具体の金額は出ていません。これは、入札行為のときに、参加される業者さんが最低価格などを想定できてしまうことを防ぐためです。

鈴木委員) わかりました。

教育長) ほかにご質問ございますでしょうか。それでは、1,000万を超える工事計画が1件あるということについての承認ということでお尋ねをいたします。議案第1号について承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。以上、日程第5 議案第1号「教育施設の工事計画(案)について」は原案のとおり承認されました。

(議案第2号)

教育長) 続いて、日程第6 議案第2号「葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案について説明をお願いいたします。

教育部長) 議案第2号 葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について。

次の者を葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員に委嘱する。

(別紙)

平成31年4月17日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

現在空席となっている社会教育委員について、令和元年5月1日付で委嘱する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号により提案するものです。

説明は、担当課からお願いします。

生涯学習課長) 議案第2号についてご説明させていただきます。葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の任期満了に基づき、前回定例会において7名の委員の委嘱をご承認いただきましたが、葉山町教育委員条例第3条2項の規定では、社会教育委員の定数は10名以内と規定

されているため、新たに2名の委員を委嘱するものでございます。

教 育 長) それでは、これより質疑を行います。

よろしいですか。質疑がなければ、これにて終結します。

それではお伺いします。議案第2号について承認することにご異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。以上、日程第6 議案第2号「葉山町社会
教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案
どおり承認されました。

(議案第3号)

教 育 長) 続きまして、日程第7 議案第3号「葉山町スポーツ推進審議会委
員の委嘱について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。

教 育 部 長) 議案第3号 葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について。

次の者に葉山町スポーツ推進審議会委員を委嘱する。

(別紙)

平成31年4月17日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

4月校長会議において、現在空席となっている社会教育委員学校長
委員について決定したことに伴い、平成31年4月18日付で委嘱する必
要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する
規則第2条第1項第12号の規定により提案するものです。

引き続き担当課から説明をお願いします。

生涯学習課長) 議案第3号についてご説明させていただきます。葉山町スポーツ推
進審議会委員の委嘱につきましては、前回定例会におきまして定数5
名のうち、4名の委員を委嘱をご承認いただきました。残る1名は規
則第3条3号で規定する関係行政機関の委員として、4月に決定した
葉山小・中学校長会の会長に葉山町スポーツ推進審議会委員を委嘱す
るものでございます。以上です。

教 育 長) 質疑ございましたらお願いします。特によろしいですか。年号も大
丈夫ですね。それでは質問を終結いたします。

議案第3号について承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。以上、日程第7 議案第3号「葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認されました。

(議案第4号)

教 育 長) 続きますして、日程第8 議案第4号「葉山町スポーツ推進計画(案)の諮問について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。

教 育 部 長) 議案第4号葉山町スポーツ推進計画(案)の諮問について。

葉山町スポーツ推進計画(案)について、葉山町スポーツ推進審議会に意見を求めます。

(別紙)

平成31年4月17日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

葉山町スポーツ推進計画を策定する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第13号の規定により提案するものです。

引き続きお願いいたします。

生涯学習課長) 議案第4号につきましてご説明させていただきます。本町のスポーツ行政については、地域の関係団体と連携を図りながら、町民がスポーツに親しむ環境づくりに取り組んでまいりました。しかしながら、近年スポーツを取り巻く状況が大きく変化し、学校スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツに加え、地域振興や健康増進など、多様化した町民ニーズに対応するため、スポーツに関する施策を計画的に取り組む必要があります。教育委員会では平成29年5月に第2次葉山町教育総合プランを策定し、本町のスポーツに関する基本的な施策を総合的かつ計画的に進めるため、地域におけるスポーツ活動の支援体制や課題等を明らかにし、本町の実情に即したスポーツ推進に関する計画を策定することといたしました。ついては、葉山町スポーツ推進計画素案により、葉山町スポーツ審議会に諮問をするものでございます。なお、前回お示しいたしました葉山町スポーツ推進計画素案の案につきましては、大きな変更はございません。以上です。

教 育 長) それでは質疑お願いいたします。

小 峰 委 員) この素案、今とりあえず「案」が消えることになると思いますが、14、15及び17ページのところに空欄というか、まだ言葉が、文

言が入っていない部分がありますね。課題とか、17ページでは数値目標。これは今後どういう過程を経て埋めていかれるのか、教えていただけたらと思います。

生涯学習課長) 今後住民1,500人程度を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。その結果を踏まえ、町としての課題を記載していく予定でございます。

小峰委員) どういう内容のアンケートになりますか。それからまた、数値についてはどうなりますか。そのアンケートの中から絞り込むことができるわけですか。

生涯学習課長) アンケートにつきましては、神奈川県が計画を策定する際に実施をいたしましたアンケート調査をもとに、そこに葉山町独自のものを盛り込んだ形でアンケート調査を、7月を目途に実施する予定でございます。数値につきましても、アンケートの結果を踏まえた後に数値が入ってくるように考えてございます。以上です。

小峰委員) さらに。例えば、アンケートの内容というのは、いくつか具体例をお話ししていただけますか。こんな質問項目を設けるといようなことを伺いたいです。

生涯学習課長) 神奈川県のほうが実施いたしましたアンケートにつきましては、スポーツの実施状況のお尋ねであったり、あと施設はどのようなところを利用していますかとか、県としてスポーツを推進していくに当たって必要と思われる項目が幾つか質問として取り上げてあります。実際に県のアンケート調査につきましては、質問項目が15項目ぐらいの質問になってございます。それで、町としても県と同じようなデータとして必要な項目については同じように質問をしていく予定です。あとは、町としてどういう施策に今後反映していくのかというような、町として聞きたい部分を少し入れかえることも考えて、20問までいかない形で考えております。

小峰委員) じゃあ、そのアンケートの内容はこういう場で見せていただくことはできるのですか。

生涯学習課長) 第1回の審議会が4月でございます。そこでアンケートについてももんでいただいて、その後、アンケートを実施するまでの間にお示しさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長) 内容はわかりますけど、手法みたいなものは。

生涯学習課長) アンケートにつきましては、無差別、字ごとの無差別で人口割というように考えてございます。

教 育 長) 特に対象年齢とか対象層とかは絞ったりはしてないですか。

生涯学習課長) すいません、何歳以上ということですよ。平成31年4月1日時点で満20歳以上の男女というように考えています。

教 育 長) ほかにご質問ある方。

鈴木委員) 本当にこれわかって掲示しているの、写真が載っているの、今非常にいろんなことでうるさいので、写真が載って特定できるような状況が出てくることもあるので、そこは必ず本人の了承をとってから掲示するというのを心がけてほしいということで、お願いなんですけど。

生涯学習課長) はい、了解しました。

教 育 長) ほかに質疑ございますか。

それでは、質疑がなければ、これにて終結いたします。

議案第4号について、この形で審議会に諮問することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。以上、日程第8 議案第4号「葉山町スポーツ推進計画(案)の諮問について」は原案のとおり承認されました。

(議案第5号)

教 育 長) 続きまして、日程第9 議案第5号「今後の葉山町立図書館のあり方に関する諮問について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。

教育部長) 議案第5号 今後の葉山町立図書館のあり方に関する諮問について。今後の葉山町立図書館のあり方について、葉山町立図書館あり方検討委員会に意見を求めます。

(別紙)

平成31年4月17日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

葉山町立図書館の今後のあり方について検討する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第13号の規定により提案するものです。

では、担当からお願いします。

図書館長) それではご説明させていただきます。別紙をごらんください。3月の定例会で5名の委員の委嘱を承認していただきました。今回は葉山町立図書館のあり方検討委員会に対して別紙のとおり諮問を行うも

のでございます。一般的には事務局で計画等の素案を作成して、その内容について答申を伺う形式が今までやってきた諮問の形式ですが、今回私としては初めての形の諮問になります。今回につきましては、検討委員会でいろいろなご意見をいただきながら協議していただき、図書館のあり方について答申をいただければと考えております。

では、諮問事項としましては、1として諮問事項といたしましては、今後の葉山町の町立図書館のあり方についてということでございます。

2として、理由としましては、葉山町町立図書館は昭和56年4月に開館し、年間約14万人が来館する、文化の町にふさわしい施設として、図書館サービスの向上に努めてまいりました。しかしながら、近年、図書館を取り巻く状況等が大きく変化し、町民ニーズの多様化、情報化社会の進展、施設の老朽化など、新たな課題に対応するため、図書館機能を計画的に充実する取り組みが求められています。平成29年5月に第2次葉山町教育総合プランでは、町民ニーズに応じた図書館のあり方について検討を進め、今後の方向性を示していくこととしています。つきましては、町立図書館のあり方検討委員会において、今後の葉山町図書館のあり方について検討をお願いするため、諮問を行うものでございます。

3番、内容につきましては、1番として、図書館運営のあり方について。2としまして、魅力ある蔵書構成と事業展開について。3としまして、利用者に応じた読書支援のあり方について。4としまして、快適な読書環境の実現について。5としまして、連携協働の推進について。6としまして、図書館サービスの観点から見た附属施設のあり方について。それから7番目は、その他、諮問事項に係る必要なことということで、これ6項目以外のもので協議の事項が出てきましたら7番で対応したいと思っております。

4としまして、答申を希望する時期としましては、こちら平成33年の2月まで。2021年の2月まででございます。

5としまして、検討委員会開催予定スケジュールでございます。全7回を予定しております。1年目につきましては4回開催予定でございます。1回目としましては5月9日を予定しております。2年目につきましては、3回の開催を予定しております。この3回で答申のまとめをしていきたいという予定でございます。以上でございます。

教 育 長) これより質疑を行います。何かありましたらお願いいたします。

水 沢 委 員) 理由のところの記述、年間延べ約15万人来館と書いてありますが、この数字は近年の平均ということでしょうか。

図書館長) そうですね、おおむね14万人で、平成30年度の延べ人数でございます。

水沢委員) その30年度は特段多いという認識ではないということでしょうか。

図書館長) 例年ですね、14万人ぐらいで推移しておりまして、29年度が13万7,000人ぐらいでした。図書館の外壁の改修工事があり、閉館している日数があったということで、その分が減っております。

水沢委員) ありがとうございます。

教育長) 来館者数については、比較的継続的に平準化していると。

図書館長) そのようでございます。

教育長) ほかにご質問ございますか。よろしいですか。(「はい」の声あり)では、今後この問題については2年間かけて持続的に議論するという事なので、必要なことについては今後ともお尋ねいただければというふうに思います。

それでは、議案第5号について、検討委員会の諮問ということにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ご異議なしと認めます。以上、日程第9 議案第5号「今後の葉山町立図書館のあり方に関する諮問について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第6号)

教育長) 引き続き、日程第10 議案第6号「葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。

教育部長) 議案第6号 葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について。

葉山町立小・中学校使用教科用図書の採択方針について、次のとおり定める。

(別紙)

平成31年4月17日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

令和2年度使用小・中学校使用教科用図書の採択方針を定める必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第15号の規定により提案するものです。

説明は、担当課からお願いします。

学校教育課長) まず、私からは今年度の教科書採択の大まかな流れについて、後ほど担当から採択方針の流れについてご説明申し上げます。

教科書採択業務の大まかな考え方についてですが、義務教育諸学校において使用する教科書につきましては、学校を所管する教育委員会が採択権者となって、無償措置法施行令第15条第1項の規定によって、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされております。小学校につきましては、来年度から新学習指導要領の完全実施に伴って、新たな教科書を使用する必要がありますので、今年度教科書採択を行わなければなりません。したがって、外国語を含む11教科がございますので、調査委員会を設けて採択することになります。

また、中学校ですけれども、特別の教科、道徳以外の教科書につきましては、平成27年度に採択を行ってから4年が経過いたしましたので、新たに採択を行うこととなります。ただし、中学校の教科書採択につきましては、再来年の2021年度に新学習指導要領が完全実施されることを受けて、その旨を盛り込んだ新しい教科書の採択を来年の2020年度に行わなければなりません。そういったことから、今年度につきましては新しく検定を受けた教科書が追加されておらず、現行と同じ教科書が出版される予定となっております。したがって、今年度の中学校の教科書採択につきましては調査委員会を設けず、平成27年度に採択したときと同じ調査研究資料をそのまま活用して教科書採択をすることとなります。

それでは、この後担当から採択方針と採択の流れについてご説明いたします。

学校教育課指導主事) それではまず、次の2枚目です。平成31年度葉山町教科用図書採択の流れをごらんください。採択方針として、採択決定につきましては、その権限は葉山町教育委員会にございます。まず、本日の採択方針の決定を受け、小学校については葉山町教科用図書採択検討委員会を設置いたします。検討委員会は逗子市・三浦市・葉山町で組織される2市1町合同研究委員会に調査を依頼します。また、小学校の教科書採択に向けて、町立小学校の教員から各教科1名ずつの調査員を委嘱します。調査員は逗子市・三浦市教育委員会から委嘱された調査員とともに2市1町合同調査委員会を設置し、調査研究を行います。2市1町合同研究委員会並びに合同調査委員会は、葉山町教科用図書採択検討委員会に調査結果を報告し、検討委員会はそれをもとに採択すべき教科用図書を検討します。最終的には8月

に開催予定の臨時教育委員会において、検討の報告をもとに採択する教科書を決定するという流れになっております。

それでは、先ほどの紙に戻っていただき、採択方針を読み上げさせていただきます。葉山町立小・中学校使用教科用図書採択方針。葉山町教育委員会。葉山町教育委員会は次の事項に留意し、総合的な判断のもとに、小・中学校使用教科用図書の採択を行う。

1、教科用図書採択に当たっての留意事項について。(1)採択は、静謐な環境において採択権者みずから責任と権限において、適正かつ公正に行う。(2)実際の採択に当たっては、必要な機関を設置し、対象となる教科用図書について、十分な調査研究及び検討を行う。

(3)児童・生徒及び地域の実情を十分考慮する。

2、教科用図書の調査研究について。(1)葉山町教育委員会は、公正かつ適切な資料作成を行うため、逗子市教育委員会及び三浦市教育委員会と協力する。(2)調査研究は、学習指導要領の各教科の目標及び神奈川県教育委員会の示す観点等を踏まえるとともに、児童・生徒及び地域等の実情を考慮して行う。

公正確保のため、9月1日以降、公開の対象とする。以上です。

教 育 長) それではご質問を受けたいと思います。

皮切りにまず私から。採択の流れに関するチャート、絵になっているものがあると思いますが、その下のほうに2市1町合同研究委員会と2市1町合同調査委員会というのがありまして、それぞれが教科書採択検討委員会から調査依頼を受けて調査報告を返すとなっておりますね。この2つ、ぱっと見にはわかりづらいので、名前もよく似てるし。それぞれどういうものなのか、どういう質の違いがあるのかということをご説明ください。

学校教育課指導主事) まず、上のほう、2市1町合同調査委員会ですが、先ほどご説明をさせていただいたとおり、公立の小学校から各教科1名ずつ教員が調査員となります。調査員の条件としては、学校教育に経験豊かな者となっております。その先生方が逗子市、三浦市の先生方とともに調査研究を行い、その結果を報告する、それが調査委員会のほうになります。

2市1町合同研究委員会のほうですが、こちらは各市町の教育研究会、葉山町でいうところの葉教研の代表の校長先生が1名ご参加の予定となっております。所掌事務としましては、ここに書いてあるとおり、調査資料作成の方針決定と作成資料…調査資料の作成・報告等となっております、こちらから各市町教育研究会に調査研究の資料作成を依

頼すると。さまざまな方々からさまざまなご意見をいただくために、このような2つの組織から調査報告を受けるということになっております。以上です。

教 育 長) どういう質的な違いを期待していますか。

学校教育課長) 2市1町合同調査委員会は、先ほど申し上げたように調査員が代表となって調査いたしますので、ごく限られた人数で調査研究を行うこととなります。2市1町合同研究委員会につきましては、それぞれの市町にある教育研究会が中心となって調査研究を行いますので、より多くの教員の意見を踏まえて資料を作成することとなります。それを踏まえた形で検討委員会、教育委員会で採択していく質の違いがございます。

教 育 長) 精密な調査報告会と教員一般の意見の集約会という違いがあるということですね。

学校教育課長) 要約していただいてありがとうございます。

教 育 長) だそうです。ほか、ご質問ございますか。

もう一つ、中学校の採択と小学校の採択に年次の違いがあることはわかりますけれども、今後の採択にかかわる流れ、予定みたいなものがありましたら教えてください。

学校教育課指導主事) 中学校の採択に向けた動きとしましては、小学校とは違い、調査は行いません。これまでの既存の調査報告を資料といたします。そして採択ですが、小学校の採択とともに、8月の臨時の教育委員会で行う予定であります。

教 育 長) 別々ではなくて、8月に両方一括でやるという計画でいいですか。

学校教育課指導主事) はい。

教 育 長) わかりました。ほかにご質問。

大体例年どおりだというふうに思われますけど、若干書式を打ち直して整理したかなというふうに思います。教科書採択に関してはそれだけ慎重にやりたいということと、広い意味での現場の民意というか、そういったものをしっかり反映していくというようなことを考えて、こういうやや凝った複雑な組織図になっているということがわかっていただければいいのかなと、そんなふうに思っています。

では、ご質問がなければ、これにて質疑を終了いたします。

議案第6号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

ご意見なしと認めます。以上、日程第10 議案第6号「葉山町立小・中学校使用教科用図書採択方針について」は原案のとおり承認

されました。

(各課からの報告)

教 育 長) 続いて、日程第11「各課からの報告」に入ります。

必要な課、挙手をお願いします。

生涯学習課長) 生涯学習課からご報告を申し上げます。葉山小学校読み聞かせサークルが平成31年度子どもの読書活動優秀実践校として、文部科学大臣表彰を受賞することが決定いたしましたので、報告させていただきます。本件は10月に湘南三浦教育事務所よりの依頼に基づき、10月に推薦書を提出し、本年3月末に決定したものでございます。なお、平成31年4月23日に表彰式が開催されると聞いております。以上です。

教 育 長) 今の件に関して何かご質問ありますか。大変すばらしい報告かと思いますが。ほかに、各課から報告ございますか。

ないようでしたら、各課からの報告は終了いたします。

(その他)

教 育 長) それでは、日程第12「その他」についてを議題といたします。

何かございますでしょうか。委員さん方でございましたらお願いします。

なしでよろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、主な行事予定について教育部長、説明をお願いします。

教 育 部 長) それでは主な行事予定です。

4月19日、町初任者研修会。

24日、県町村教育長会総会及び研究会。

25日、湘三管内教育長会議、県・市町村教育委員会教育長会議。

27日から5月1日、しおさい公園無料開放。

5月9日から10日、全国町村教育長会定期総会及び研究大会。

13日、定例校長会議。

14日、町議会第2回臨時会。

15日、教育委員会定例会(予備日)。

18日、海山に育ち親しむ子どもたち、稚魚放流・潮干狩り体験。

22日、教育委員会定例会(予定)。

25日、南郷中学校体育祭。

27日、教育委員学校視察(葉山小学校)

となっております。5月定例会は15日を予備日として、22日を予定し

ております。22日でいかがでしょうか。

水 沢 委 員) 私がちょっとその全国美術館会議、館長の集まる会議がありまして、一日動けませんので、こちらに来られません。それが22日の場合です。15日の場合は大丈夫です。

鈴 木 委 員) それ、恐らく15日になる可能性のほうが少ないでしょう。22日の可能性のほうが高いでしょうね。

それともう一つ、総合教育会議は5月は予定してないのね。

教 育 部 長) 総合教育会議は、今のところ、7月17日、7月の教育委員会が17日ですので、その日の午後を予定しています。

鈴 木 委 員) 17日の午後ね。もともと定例会があるんですね。

水 沢 委 員) ごめんなさい、7月17日の水曜日は、僕は、これも全国美術館連絡協議会という、全国の会議が松本で行われるので出席しなければいけません。申しわけありません。

教 育 長) 一応そういう予定で、あとで、町長を含めて日程を聞いて調整させていただきます。今のところそういう予定で進めていることだけ、御承知おきください。虫賀課長、この件で何か補足することありませんか。

教育総務課長) 特にありません。

教 育 長) 主な行事予定について、ほかに何か関連することがございますか。葉山小学校視察の集合時間とか、そういう話。

学校教育課指導主事) 先ほど要綱を配付させていただきましたので、そちらでご確認いただければと思います。

(閉会宣言)

教 育 長) それでは、ほかにないようでしたら、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。時刻は11時56分です。お疲れさまでした。